

令和2年4月6日

お客様各位

株式会社 栃木銀行

### ご融資契約が終了した契約書類等のご返却手続きの取扱い変更について

弊行では、これまでご融資取引が終了となった契約書類等をお客様へ返却しておりましたが、下記の商品につきましては、令和2年4月20日(月)契約終了分より返却しない取扱いに変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

なお、取扱い変更後は、ご融資取引終了後に「契約終了のご案内」を書面でお送りさせていただきますので、当該書面でご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### <ご契約書類等を返却しない商品>

- ① 一般証書貸付 (一部抵当権を設定させていただいているご契約、繰上げにより期限前に取引終了したご契約は除きます)
- ② 無担保ローン全商品
- ③ カードローン (進学ローンカードローン型等一部商品を除きます)
- ④ 当座貸越契約
- ⑤ 根保証契約

以上

返却をご希望の場合は、ご契約終了後3ヶ月以内にお取引店までお申出いただければ、返却手続きをさせていただきます。<受付時間 平日9:00~17:00>